

# 前回の検討会における 指摘事項に関して

# 自治体が保有する個人情報の取扱いについて

- 自治体が保有する個人情報を生活困窮者支援に活用する際、各自治体が定める個人情報保護条例によるほか、地方税法第22条に定める守秘義務が課される税務情報については、本人の同意が前提となることに留意。

## (考えられる論点)

- **本人同意を得て支援につなげる取組をより進めるためには、どのような方策が必要か。**

## 地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二條 地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## 生活困窮者対策等における税務情報の活用について(平成23年3月3日付け総行政第29号、総税市第11号総務省地域力創造グループ地域政策課長、総務省自治税務局市町村税課長連名通知)(抄)

- 1 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合は、本人の同意を得られているか、当該施策の実施に必要な範囲での提供であるかどうかを確認するなど、地方税法第22条及び地方公務員法第34条により守秘義務が課せられていることを留意の上、対応することが適切と考えられること。
- 2 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合に、いかなる方法により本人の同意を確認するか、当該税務情報を適正に取り扱うために必要な措置を税務情報の提供先に求めるかどうか等については、各地方団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであること。

## 個人情報保護条例の規定(例)

個人情報保護条例においては、利用目的以外の目的で、保有している個人情報を利用・提供してはならないと定めつつ、利用目的以外の利用等が認められる場合が限定的に定められている。

具体的には、本人の同意がある場合、法令に定めがある場合のほか、例えば、

- ・ 個人の生命、身体、財産の保護のため緊急かつやむをえない場合
- ・ 犯罪の予防、交通の取締り等公共の安全と秩序を維持する目的で、必要な限度で利用等することに相当の理由がある場合
- ・ 法令で定める所掌事務の遂行に必要な限度で実施機関内部で利用する場合で、相当の理由がある場合
- ・ 専ら学術研究・統計の作成目的である場合 などの規定例が見られる。

○ スクールソーシャルワーカー(SSW)は、都道府県等の事業主体が、社会福祉士や精神保健福祉士等から選考し、教育委員会・学校等に配置。平成28年度は、予算ベースで3,047人を配置。

※ 「ニッポン一億総活躍プラン」では、平成31年度までに全中学校区に配置すること(約1万人)を目標。

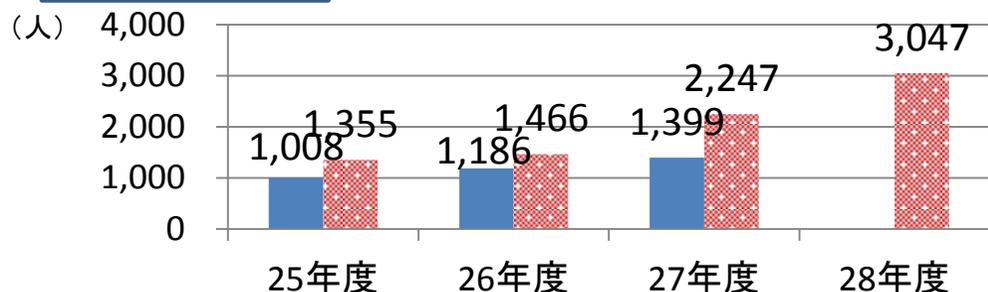
(考えられる論点)

○ **スクールソーシャルワーカーと自立相談支援機関がより連携を深める方策を、配置実態を踏まえて検討していく必要があるのではないか。**

※ 「教育相談等に関する調査研究協力者会議(平成27年12月～)」において、SC(スクールカウンセラー)・SSWの今後の役割や関係機関との連携の在り方を含め、学校等における教育相談活動の今後の方向性についての調査研究が行われており、今後報告書がとりまとめられる予定。

## 1. 配置数

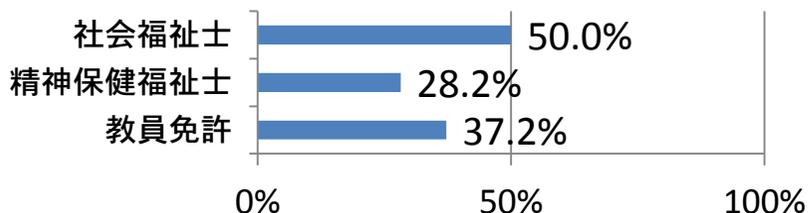
■ 実人数 ■ 予算上の積算



注:SSWは自治体によって勤務形態が様々であるため、予算上の積算人数と実人数に差が生じている。(例:1人のSSWが複数校に派遣されている等)

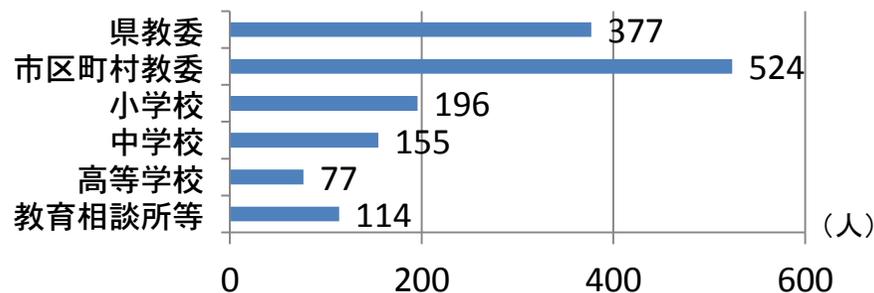
## 2. 保有資格(重複あり)

(平成27年度)



## 3. 配置機関別配置数

(平成27年度)



※ 配置に当たっては、地域の実情に応じて事業主体が配置方式を選択可能。

- ① 単独校方式(配置された学校のみを担当)
- ② 拠点校方式(拠点校に配置され、近隣校も担当)
- ③ 派遣方式(教育委員会に配置され、学校からの要請に応じて派遣)
- ④ 巡回方式(教育委員会に配置され、複数校を定期的に巡回)

- 保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的養護を行っており、対象児童は、約4万6千人。高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く就職が多くなっている。

**(考えられる論点)**

- こうした人は、例えば施設退所後、身寄りがない、寮付きの仕事など住居と就労をセットで確保している等、生活基盤が不安定な状況も見られることから、自立のために丁寧な伴走型の支援を要するのではないか。

※参考：児童養護施設退所児童数(平成26年度) 措置解除4,730人のうち就職1,355人、進学345人

## 1. 児童数等

## 2. 進学・就職の状況

	類型	委託児童数
対象児童計 約4万6千人	里親(家庭における養育を里親に委託)	4,731人
	ファミリーホーム(養育者の住居において家庭養護を行う)	1,172人
	施設(乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム等)	2,939人 27,828人 486人 等

### ① 中学卒業後の進路

	高校等	専修学校等	就職	その他
児童養護施設児	95.2%	1.8%	1.8%	1.2%
全中卒者	98.5%	0.3%	0.3%	0.8%

### ② 高等学校等卒業後の進路

	大学等	専修学校等	就職	その他
児童養護施設児	11.1%	12.2%	70.4%	6.3%
全高卒者	54.5%	22.5%	17.8%	5.3%

※①は平成26年度末に中学校を卒業した児童②は平成26年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成27年5月1日現在の進路。

- 高校生に対する支援としては、①居住地での生活困窮者自立支援法による対応(学習支援や世帯に対する自立相談支援)、②文部科学省の事業等による通学先の高校での対応、の2つの方向で支援が行われている。
- ①では生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業として高校中退防止に取り組んでおり、②の例としては、様々な事業の中から参考となる事例も含め、以下のような取組が見られる。 ※学習支援事業については資料2を参照。

## 東京都立青井高校の取組

※文部科学省による、地域住民の社会貢献活動による地域活性化のための取組における事例

- 東京都足立区、全日制普通科(1学年6クラス、1クラス35人、ただし1年生は7クラス展開)
- 「社会人基礎力を伸ばす学校」「キャリア教育で未来を拓く学校」を掲げ、多様な進路に対応した新教育課程、習熟度別授業等を実施。

- 困窮家庭の高校生に限定せず実施。
- キャリア教育で連携関係にあったNPO法人と協力し、平成25年度から補習講座「まなぶ」を開始。大学生ボランティアとともに自習形式で勉強する場となっている。
- 当初は根付くかどうかの不安の声もあったが、参加する生徒が徐々に増え、現在では毎回120名程度が参加。実施回数も年間20回まで増やしている。
- 事業目的である幅広い地域住民等の参画による地域の教育力の向上に加え、進路未定卒業生の減少や中退率の低下など、目に見える形で成果が現れている。

## 神奈川県立田奈高校の取組

- 横浜市青葉区、全日制普通科(1学年8クラス、1クラス30人)、学区廃止で全県から入学
- クリエイティブスクール指定(平成19年)により、中学までに持っている力を必ずしも十分に発揮しきれなかった生徒を積極的に受け入れ、社会で必要な実践力を育む学校

- キャリア支援センターを設置し、平成23年より本格稼働。
- 卒業後につながる仕組みを考え、外部人材、外部資源を活用しつつ運営(中退者、卒業生も支援対象)。
- 様々なNPO法人等が参画し、就労支援、地域若者サポステの派遣相談、図書館における交流相談、居場所支援と学習支援等を学校内で展開。

- 生活困窮者の就労支援においては、障害福祉サービスの有する支援ノウハウを活用する観点から、  
①障害福祉サービス事業所が就労訓練事業の認定を受けている事例や、②障害福祉サービス事業所を持つ社会福祉法人等が就労準備支援事業を受託している事例が見られる。
- 厚生労働省としても、こうした取組がしやすくなるよう、自治体が就労移行支援事業所を運営する社会福祉法人等に就労準備支援事業を委託する場合のバックアップを平成29年度概算要求に盛り込んでいる。

## (考えられる論点)

- 障害福祉サービスとの連携をさらに深めていくために、どのような方策が考えられるか。

### ①障害福祉サービス事業所が就労訓練事業の認定を受けている事例

- 就労継続支援B型を行う事業所が就労訓練事業の認定を受け、ひきこもりや障害ボーダー、精神障害者等を受け入れ、日用雑貨の組み立て包装の内職作業等のメニューを提供している。(和歌山県海南市)
- 社会福祉法人の地域公益活動の一環として、就労継続支援A型事業所が就労訓練事業の認定を受け、高齢者向けの配食弁当の盛り付けや配達などの訓練メニューを提供している。(高知県)
- 就労継続支援B型事業所が就労訓練事業の認定を受け、農作業をメインにした雇用型の訓練を実施。利用あっせんされた者が当該事業所で支援付き就労し、現金収入を得て自活している。(鳥取県北栄町)

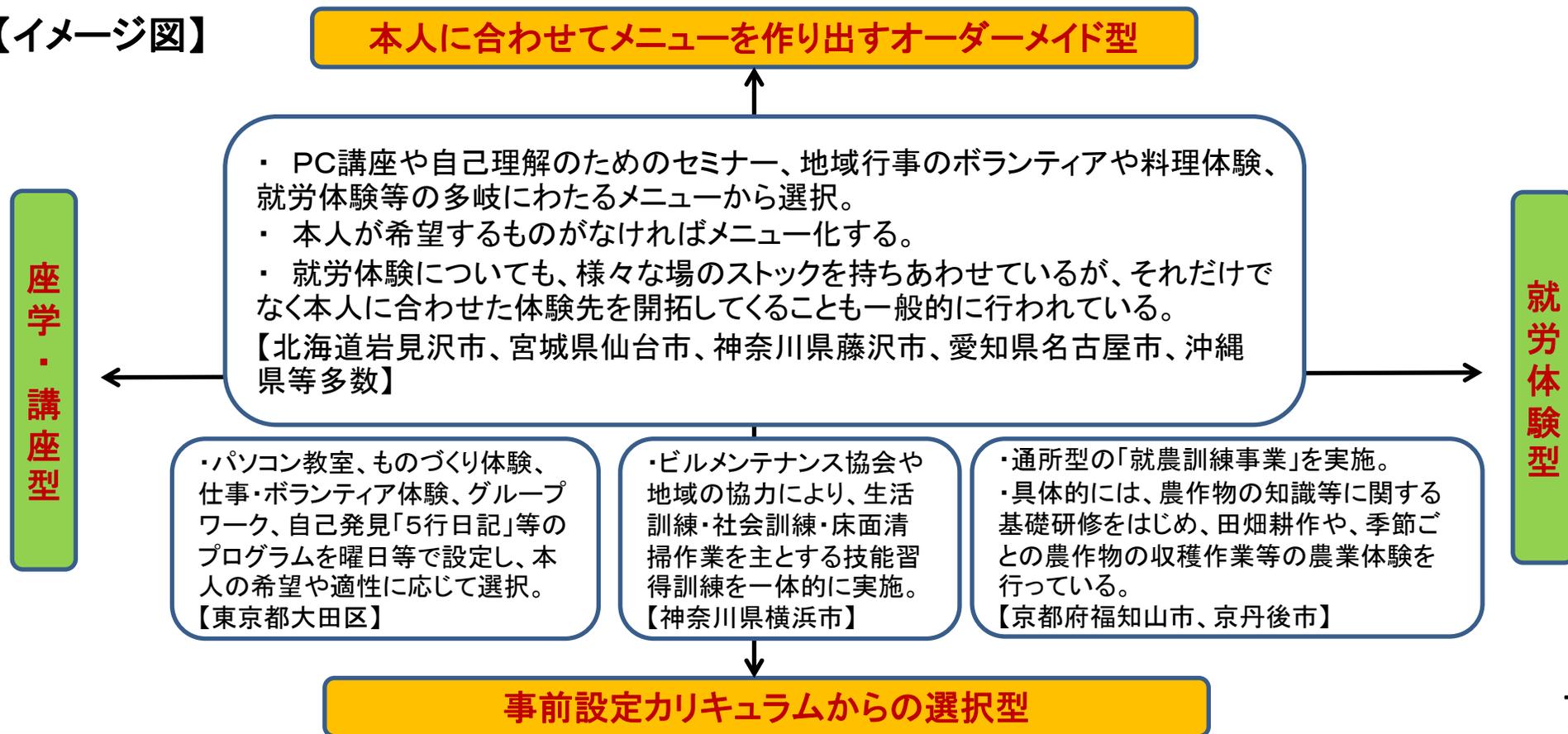
### ②障害福祉サービス事業所を持つ社会福祉法人等が就労準備支援事業を受託している事例

- 就労移行支援事業所や就労継続支援B型事業所などを持つ社会福祉法人が就労準備支援事業を受託。生活訓練・社会訓練など段階に応じて異なる事業所において、2週間のプログラム期間で、事務職系作業(データ入力や電話対応等)や軽作業などに従事。特に、利用者が自己理解を深めることを重視しており、支援の結果や本人の傾向について評価を行い、本人にフィードバックを行っている。また、必要に応じて、ハローワークや他の障害福祉サービス事業所、臨床心理士等とも連携を図っている。(兵庫県神戸市)

# 就労準備支援事業の構成について

- 就労準備支援事業の構成は様々であるが、概念的には、メニューの実施形態(座学・講座型／就労体験型)と構成形態(本人に合わせてメニューを作り出すオーダーメイド型／事前設定カリキュラムからの選択型)の2つの観点で分類しうると考えられる。
- 実態としては、
  - ・ 実施形態については、就労体験を重視した構成が多く見られる一方、
  - ・ 構成形態については、事前設定カリキュラムでもオーダーメイド並みのメニュー数を有していたり、本人に合わせたメニューづくりが後々カリキュラムに発展していくなど、創意工夫による拡がりが見られる。

## 【イメージ図】



- 就労準備支援事業の資産収入要件については施行規則において定めつつ、これに準ずるとして自治体が認める者(以下「準ずる者」という。)は利用できる枠組みとなっている。
- 2. のような運用事例が見られる一方、これまで周知してきた「準ずる者」の運用趣旨は、1. のとおり「相談につながったひきこもり等の人には将来の生活困窮リスクを想定して具体的な支援を提供すべき」というもの。

## (考えられる論点)

- **このような実態等を踏まえ、自治体を取り組みやすい要件のあり方とは、どのように考えられるか。**

## 1. 資産収入要件を設けた趣旨とこれまでの経過

- より必要性や緊急性が高い人に限定したもの。

※ただし、親の扶養下にあるひきこもり等の社会的孤立者(現在は経済的に困窮していない)等、資産収入要件に該当する者に準じて支援が必要な者の支援が可能となるよう、「準ずる者」の規定を設けた。

(参考1:平成26年度社会・援護局関係主管課長会議)

「就労支援という事業の性格から、支援の必要がある者が幅広く事業を利用できるようにする。また、社会資源の状況は地域により様々であり、地域に利用可能な他の社会資源(例えば、地域若者サポートステーション等)が存在しない場合などに、自治体に一定の裁量を認める方向で検討。」

(参考2:平成27年度第1回ブロック会議)

「ニート・ひきこもり等について、第1号の要件を満たしていなくても、時間をかけた丁寧な対応が必要であり、将来的なリスクも踏まえ、第2号である程度広く認めることは差し支えない」

## 2. 「準ずる者」の運用事例

- 利用者本人のみで資産収入要件を満たしていれば利用を認める(東京都、横浜市)
- 近い将来に要件に該当するおそれのある者に利用を認める(長野県)  
※基準を定めずにケースバイケースで対応する自治体も存在。

## 3. 「準ずる者」を運用しない理由(自治体からの意見)

- 監査等において指摘される懸念があり、明確な運用基準を定めることが必要と考えているが、未だ作っていない。
- 急迫性がないため適用に至らない。  
※ 資産収入要件を満たさない対象者はいるが「準ずる者」を適用した実績のない14自治体にヒアリングしたが、「運用できることを知らなかった」という自治体はなかった。

# 認定就労訓練事業の認定手続について

- 就労訓練事業の認定を受けようとする者は、申請書に①の事項を記載し、②に掲げる書類を添えて、管轄都道府県知事等に申請し、都道府県知事等は、施行令で定める認定基準によって認定の可否を判断する。

**(考えられる論点)**

- こうした手続面が申請のハードルであるとの意見もあるが(※)、より申請しやすい手続のあり方をどのように考えるか。※第2回検討会資料2 P47 参照

## ①申請書の記載事項

1. 就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先、法人の種類別、所轄庁、法人の代表者氏名
2. 就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先、責任者氏名
3. 就労訓練事業の定員の数、就労訓練事業の内容、就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

## ②申請書に添付する書類

1. 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
2. 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
3. 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類
4. 就労訓練事業を行う者の役員名簿
5. 「誓約書」(※提出書類が事実と相違ないことや欠格要件に該当しないこと等を誓約。)
6. 非雇用型の利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料
7. その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類

## 【認定基準】

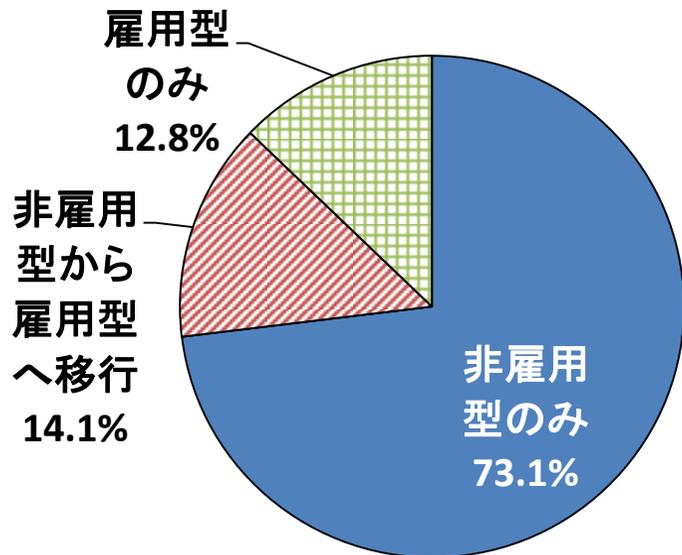
- ① 法人格を有すること
- ② 事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基盤を有すること
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること
- ⑤ 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと
- ⑥ 就労支援等に関する責任者を配置すること等
- ⑦ 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法等の規定に準ずる取扱いをすること
- ⑧ 非雇用型の利用者に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること

※ ②については、提出された書類や申請者の説明の内容をもとに、申請に係る事業の実態を具体的に把握した上で、当該事業が健全に遂行されるだけの施設、人員及び財政的基礎を有するかどうかを総合的に判断されるが、社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、特段の事情がない限りにおいて、必要な財政的基礎を有すると判断して差し支えない旨周知している。

○ 就労準備支援事業を実施していない自治体の方が、認定就労訓練事業における雇用の利用(「雇用のみ」と「非雇用型から雇用型への移行」)が多くなっている。

## 利用形態ごとの割合(利用終了した人のみ)

就労準備支援事業実施自治体 (n=78)



就労準備支援事業未実施自治体 (n=42)

